

議案第五十七号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十七年五月十五日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年五月十五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

写

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の三、二」を「百分の二、九」に改める。

第四条中「百分の二十五」を「百分の二十六」に改める。

第五条中「二千五百円」を「二千八百五十円」に改める。

第五条の二中「三千四百円」を「三千八百五十円」に改める。

第十条の二第一号中「千三百二十円」を「千五百円」に、「千九百二十円」を「二千四百円」に改め、同条第二号中「八万円」を「九万円」に、「八百八十円」を「千円」に、「千二百八十円」を「千三百六十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和四十七年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。